

元職員による働きかけの規制について

①再就職者は、現職職員に対して、当該営利企業等※1又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※2について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(＝働きかけ)が禁止されます。(法第38条の2第1項)

②在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。

③規制に違反した元職員には過料又は刑罰が科せられます。(法第64条)

また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務があります。

(法第38条の2第7項)

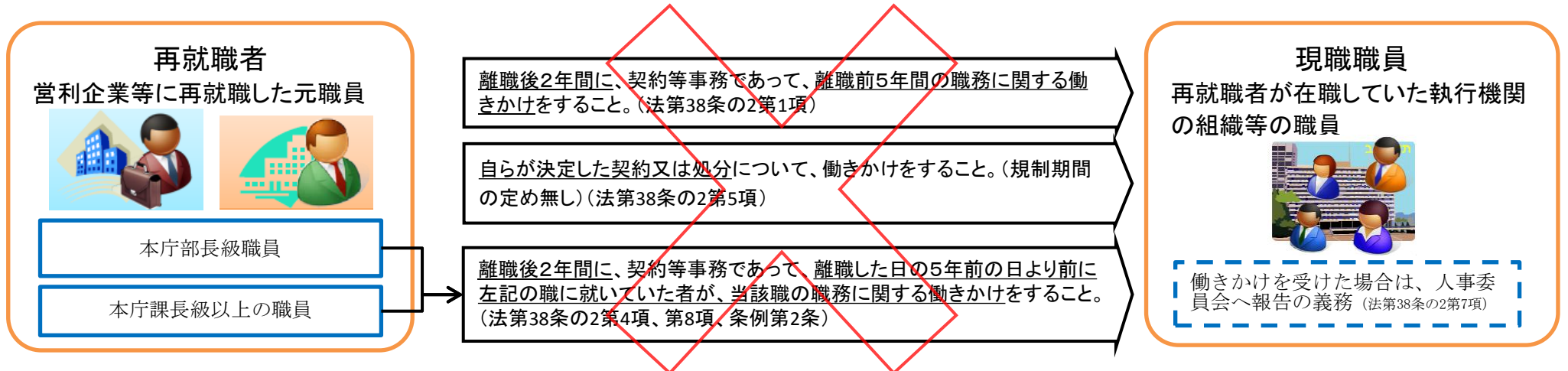
※1:営利企業等

営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)のことをいう。

※2:契約等事務

(1)再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と奈良県との間で締結される契約

(2)当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務



○再就職者に対する規制内容と規制期間

再就職者	規制根拠	規制内容	規制期間
営利企業等に再就職した元職員	法第38条の2第1項	離職前5年間の職務に関する働きかけ	離職後2年間
	奈良県退職職員の再就職に関する取扱要綱第10条	県への営業活動(※)の自粛	
	離職日の5年前より前に部長級の職(管理職手当1種)に就いていた者	法第38条の2第4項	
離職日の5年前より前に本庁課長級以上の職(管理職手当2種～4種)に就いていた者	法第38条の2第8項及び条例第2条		
決裁権者	法第38条の2第5項	自らが決定した契約又は処分についての働きかけ	期間の定め無し
奈良県独自の規制		(※)情報の収集、入札への参加、契約の交渉、自社製品の宣伝、その他再就職先の民間企業等の営業を目的として現職職員に働きかけを行う行為	

○規制違反に対する罰則

規制違反	罰則
職務上不正な行為をすること等を要求・依頼した再就職者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
再就職者から職務上不正な行為をすること等の要求・依頼を受けて、不正な行為をした職員	
職務上不正な行為をすること等に関して、営利企業等に対し離職後に当該営利企業等の地位に就くことを要求又は約束した職員	3年以下の懲役
職務に関し、他の職員に職務上不正な行為をすること等を要求、依頼、唆したことに関し、営利企業等に対し離職後に当該営利企業との地位に就くことを要求し又は約束した職員	
職務上不正な行為をすること等の要求、依頼、唆した行為の相手方であって、要求又は約束があったことの情を知って職務上不正な行為をした職員	10万円以下の過料
現職職員に、契約等事務に関し、働きかけをした再就職者	